

第13回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2013年4月16日(火) 13:30～14:30

2. 場 所 中央合同庁舎4号館1階123会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員

フランス・マンシュ県地方情報委員会(CLI)視察団

ピエール・ビエ/マンシュ県会議員

シャルリー・ヴァラン/マンシュ県3つの地方情報委員会全体におけるディレクター

パトリック・フォーション/フラマンヴィル市長

ヤン・ペロット/「労働者の力FO」代表

ヤニック・ルスレ/国際環境保護団体グリーンピース代表

イヴ・バロン/元エンジニア

在日フランス大使館

グゼリ参事官

内閣府 原子力政策担当室

板倉参事官

4. 議 題

(1) フランス・マンシュ県地方情報委員会(CLI)視察団との意見交換

(2) その他

5. 配付資料

資料 1 マンシュ県の地方情報委員会(CLI資料)

資料 2 第10回原子力委員会臨時会議議事録

資料 3 第11回原子力委員会定例会議議事録

6. 審議事項

(近藤委員長) それでは、定刻前ですけれども、お揃いのようなので、これより第13回原子力委員会定例会議を開催します。

本日の議題は、フランス・マンシュ県地方情報委員会視察団の皆様との意見交換です。

地方情報委員会の視察団の皆様、今日は原子力委員会にお越しいただきましてありがとうございます。同僚の鈴木委員、それから秋庭委員とともに皆様を歓迎いたします。

皆様は福島第一原子力発電所の事故の発生という非常時における我が国関係者の対応についての調査のため来日されたと伺いました。私どもとしましては、皆様が日本滞在を通じて所期の成果を上げられることを心より祈念申し上げます。

ところで、私ども原子力委員会は我が国の原子力施策を審議、決定して内閣に提言することを任務としております。これまで決定した政策におきましては、絶えず原子力行政運営においては施策の決定過程の透明性の確保及び国民に対してそこに参加する機会を用意することの重要性を関係者に指摘してきました。特に原子力施設の立地地域におきましては原子力施設に関する国や事業者の様々な方針や運営のあり方が地域社会に影響を与えることにかんがみ、こうした透明性あるいは国民参加が特に重要であると関係者に申し上げ、さらに、最近ではその際に特にフランスの地方情報委員会、C L I（「地方情報委員会」の略称。発音はクリ。）の仕組みはこの観点から優れた仕組みであるとし、参考にするように申し上げていたところです。

昨年フランスのA S Nの委員であるフィリップ・ジャメ氏が来日された際には、この席で当氏からC L Iについてご説明を伺ったところでありまして、すなわち、私どもはこのC L Iの活動に高い関心を持っているのでありまして、今日これからの意見交換を楽しみにしております。

今日の会合の進め方ですが、まず視察団の団長であるマンシュ県会議員のピエール・ビエさん及びマンシュ県にある3つのC L I全体のディレクターであるシャルリー・ヴァランさんから30分程度のご説明をいただいた後、意見交換させていただくことにしたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、ビエさん、ヴァランさん、どうぞお話しください。

(ビエ氏) 委員長、委員長代理、秋庭委員、皆様、本日はこのような機会をいただきまして大変うれしく存じております。大変光栄に存じております。

本日は私どものマンシュ県にございます3つのC L Iを代表して参っております。3つのC L Iと申しますのは、ラ・アークにあります再処理工場、それからフラマンヴィルの原子

力発電所及び放射性廃棄物管理機構（アンドラ）の放射性廃棄物処分場それぞれにC L Iがあるからです。

この3つの地方情報委員会、いずれも事業者に対して独立性を保ち、また非常に多様な構成を持っております。

私どもの作業の主要な部分は情報の伝達を、透明性を図りながら行うことでありまして、私ども自身が定めたテーマについて、事業者その他の関係者から様々な意見を伺い、また質問をする、そういうことをしております。私どもが選んだテーマについて、専門家に頼んでいわゆる評価のような作業もしてもらっております。どういうテーマを取り上げるかということは3つのC L Iの総会において民主的に選ばれているものです。全般的に言いまして、フランスにおける原子力の様々な活動の透明性を図るために仕事しております。

日本に今回ミッションに参りましたその目的は、委員長自ら先ほどおっしゃってくださったとおりであります。関係部署あるいは関係サイトを見学して、そしていろいろ伺っておりますが、具体的には日本におけるそういった様々な組織体制の機能の仕方、そういうものを拝見して、私どもの透明性をさらに高めることができればと思っております。それから、法律あるいは市町村その他の自治体の持っている権限もフランス側とは違います。したがっていろいろなレベルで機能の仕方も違いますので、フランス側のやり方をこちらにそのまま導入していただければどうかなどという趣旨はありません。ただ、ご参考になればと思っております。

日本における様々な作業のされ方を評価、判断するというのではなくて、あくまでよりよく知って、そして私どもの側でより現実に密着した形での機能を図るようにできれば、そして日本で、先ほど委員長がおっしゃったように、さらなる透明性を図る、そのヒントになればと思っております。

それで、この後、3つの地方情報委員会のディレクターをしておりますシャルリー・ヴァランから、組織体制、資金調達の点、その他についてご説明申し上げます。

一つ大事なことを言い忘れておりました。実は私どもの3つの地方情報委員会の委員長であるミッシェル・ロランが本日お伺いする予定になっておりましたけれども、体調がすぐれずどうしても伺うことができないということで、委員長その他の皆様によるしくお伝えくださいと申しておりました。

（ヴァラン氏） それでは、差し上げてありますスライドの3ページ目からごらんください。地図が載っているところです。4ページ目です。

マンシュ県、フランスの北西部にあります県でございます。3つの原子力施設を有しております、その1つがフランヴィル原子力発電所です。商業用1、2号炉が運転中。そして、新型のいわゆる第3世代であるEPRが現在建設中でございます。この発電所に対するC L Iが1つ、そしてアレバのラ・アークにあります使用済燃料再処理工場に対するC L Iが1つ、3番目が放射性廃棄物管理機構（アンドラ）ラ・マンシュ処分場、すなわち放射性廃棄物処分場ですが、中低レベル放射性廃棄物を埋設している場所です。この3カ所についてそれぞれC L Iがあり、いずれもマンシュ県の県議会がその上に立っております。そして実は4番目の原子力施設に軍用の原子力施設がありまして、こちらについてはC L Iは別の形で運営されております。

C L Iが法的に公式にできましたのは2006年の原子力の透明性及び安全性に関する法律が制定された時からです。より詳しく申しますと、2008年に政令あるいは省令ができて実際の実施に至ります。この2006年の法律以来、フランス全国の原子力施設、それぞれについてC L Iができましたけれども、私どもの県ではそれより以前からちょっと別な形でいわば自発的にアレバの施設、再処理工場及びフランヴィルの発電所については似たような組織を持っておりました。例えばアレバの再処理工場に関するこのC L Iというのは1981年に既に作っております。

この地方情報委員会の役割は地域住民に対して原子力施設における様々な活動及び安全性について情報提供するのが第一です。情報提供の作業を行うために3つの柱を立ててやっております。それぞれの施設の業務活動をまず住民に知らせる。2番目に、今回のような外国への視察調査団を組んだり、シンポジウムを開催したりしております。3番目に、特定のテーマについていろいろな調査研究を行ったり、専門家に評価を頼むというようなことをしております。

私どものC L Iとしての第一の対話の相手は国の原子力安全規制当局です。具体的には、各施設の事業者からいわゆる原子力事象あるいは事故が起こった場合に規制当局及び私どもに並行して情報が来ることになっております。それから、特に詳しい情報を私どもが必要とした場合には、この国の原子力安全規制当局に対していろいろ情報を提供するように求めることができます。そのような質問の中には放射線防護にかかわるテーマあるいは業務一般に関する質問などが含まれております。

3つの情報委員会はそれぞれ4種類のグループから構成されておまして、まず地方議会議員、次に労働組合関係者、3つ目のグループは環境保護の市民団体の代表、4番目のグル

ープとして、科学の専門家があります。本日はこの4つの種類のグループから最低1名は何うように組みました。4つのグループから1名ないし2名参っております。一番右側のバルオン氏、科学者の代表です。ルスレ氏、環境保護市民団体の代表です。ピエール・ビエ氏は地方議会議員の代表です。そしてペロット氏、組合関係の代表です。

8ページをお願いします。住民に対する情報提供の1つの情報源として、主にフランス国内の他の原子力施設ですけれども、そういったところに対する視察調査、それから先ほど申したようなシンポジウムの開催などをしております。特に他の県の原子力施設の視察に出かけないような時も特定のテーマについてシンポジウムなどを開催しております。

その時々 の出来事と言いますか何か進展があったような時には、私どもが決めたテーマについて専門家に調査を依頼しております。例えばアンドラの放射性廃棄物最終処分場に関するその周辺の調査を今やっているところで、6月末に終了します。サンプリングなどをするために独立の検査機関に依頼をしております。

9ページです。組織の内部活動として普通年3回ですけれども、総会を開きます。この総会というのは一般公開されており、マスコミにも公開されております。通常は午前中に各C L Iの総会を開き、午後はそのC L Iが担当している原子力施設への視察、それもその時点で特に関心を持つべきテーマに関する視察を行うのが通常です。そういった視察をもとに、定期的に住民に対してパンフレット、ニュースレター等を発行しております。その時点で特に住民も関心を持っているようなテーマが含まれます。3つのC L Iそれぞれがインターネットサイトを持っており、電子媒体の形でニュースレターを発行し、それから地方紙にもその状況に応じた情報を提供して記事にしております。

10ページに移る前に、資金調達について一言申しますと、資金の80%はマンシュ県議会が提供しております。それから、残りは国の安全規制当局から資金が出ております。そういった資金の手当てについては先ほど申した原子力の透明性と安全性に関する法律に書かれております。

10ページ以降、福島 の事故を受けまして私どもが特に取り組んだことについてご紹介申し上げます。

この事故を受けまして、今日は欠席しておりますけれども、ローラン委員長のイニシアティブによりまして、3つの情報委員会がそれぞれ独立に作業を続けるのではなくて、横断的な合同の体制を作ろうということになりました。150人の大所帯になっております。すなわち福島 の事故を受けて、我が県の住民が我が県にある原子力施設の安全性についてどのよ

うな受け止め方をしているかを改めて確認する作業部会です。

11ページですけれども、そのまま読みますと、安全レベルを住民側がどのように認識しているかということについて、精緻かつ横断的に分析をいたしました。

私どもがこのような横断的な取組をする以前にフランスの安全規制当局の方で各原子力施設に対して補完的安全評価というものを実施しておりますので、その結果と私どもの調査したものをクロスチェックするというようなこともいたしました。

それから、この日本の事故を参考に、我が県における施設あるいはC L Iの機能の仕方についてさらに改善できるところはないかということを考えました。

12ページに入りますけれども、私どもの今回の横断的な取組は非常に長期的な観点からやっております。2011年の事故を受けて始めた取組の成果を白書の形で今年の9月、10月に発行する予定であります。全住民にこの白書の要約を配布する予定になっております。

13ページに具体的な方法論を書いてございます。第一段階では、この3つのC L I合同作業部会のメンバーにより様々な安全性に関する質問のリストアップが行われました。メンバー自身が出した疑問に加えまして、住民の方からもいろいろな質問、疑問があればそれを出してもらいました。具体的には専用のメールボックスを設置いたしまして、委員会のメンバーの方で出した質問をまず配布して、それを読んだ上で住民のほうでさらに聞きたいことがあればという形で質問を募集しました。委員会のメンバー自身が出した質問が184項目にのぼり、住民から追加で出てきた質問は大体そのどれかに当たる感じでありました。

第二段階はそのようにしてリストアップした質問を、まず、フランスの原子力安全規制当局（ASN）の補完的安全評価とクロスチェックをいたしました。他にもサイトで実施した検査に照らしてもクロスチェックをいたしました。サイトで検査を実施したと申しましたけれども、その検査に委員の方でも一部立ち会っております。

第三段階はそこにありますように、私どものC L Iの側から様々な事業者その他の関係者に対してヒアリングを行いました。まず国の原子力安全規制当局、3事業者、放射線防護原子力安全研究所、商工会議所、農業会議所といった会議所関係者、政府、それから国防と書いてありますのはフランスの国防省のことで。それから、組合関係者としましてはアレバ、アンドラ、それからフランス電力（EDF）の労働組合の組合員、それから協力業者の組合からも聞き取りをいたしました。

それぞれに対してヒアリングを行った結果、同じ質問に対する回答がその相手によって違っていることもありました。

14ページをごらんください。第四段階として、日本への視察調査団を組みました。既に白書のもとになる枠組みといったようなものはでき上がっております。今年の9月までに白書が完成して、住民に資料を送付することになっております。

第五段階は最後の段階ですけれども、政府あるいは政府の規制当局に対して私どもがどのようなことをしたかという宣伝というかお知らせ、それからこの委員会のメンバーがそれぞれどのようなコメントをしたかということもまとめる予定です。

この3つのC L Iで横断的な作業部会を作ったということを申し上げましたけれども、15ページはその作業部会の構成をしております。先ほど各C L Iは4種類のグループから成り立っていると申しました。その4つのグループに所属するメンバーが入っております。

16ページです。今回の作業部会の作業のために特別予算が必要になりまして、それを捻出しております。具体的には、マンシュ県の県議会及び原子力安全規制当局（ASN）ですけれども、あわせて2年間で12万ユーロです。具体的な作業は作業部会でやっておりますので、その進捗具合をC L Iの総会に必ず諮って承認を得ております。すなわち、C L Iの総会が最終的な議決機関の役割をなしております。

17ページは、普段からいろいろな情報を提供しているのに加えて、今回活用している情報伝達手段です。例えば今回184項目の質問に加えて住民からの質問を求めたわけですが、ラジオによるスポット宣伝キャンペーンなどで呼びかけをしました。それから、普段の活動におきましては3つの原子力施設周辺住民に主に情報提供しているのですが、今回は県内の22万7,000世帯全部に情報提供するようにいたしました。

そして、私どもの情報委員会の専用ウェブサイトのアドレスが最後のページに載っております。

以上、ご清聴ありがとうございました。

(近藤委員長) ご説明どうもありがとうございました。

それでは、皆様から私どもにご質問があるかと思っておりますけれども、せっかくご説明いただきましたので、まずは、私どもの方から質問をさせていただければと思います。

では、鈴木代理どうぞ。

(鈴木委員長代理) ご説明ありがとうございました。

この間もジャメ氏から仕組みについてご説明いただきまして、今日またさらに詳しくご説明いただきまして、よく理解できました。せっかくですので、仕組みの方ではなくて、実際の体験とかそういうことについてお伺いしたいと思います。

例えば特定の課題について調査をされるとございましたが、具体的に例えば過去の例で一番影響があったと思われる事例について、こういう問題について調査をして、その結果どういふ議論があつて、結果的にどうC L Iとして結論を出したのか。それでやはりC L Iがあることによってこういう良いことがあつたという、そういう説明を、成功事例というのをお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(ルスレ氏) 現在進行中のものをご紹介させてください。議論が行われている最中のものです。具体的にはアレバの再処理工場及びアンドラの廃棄物処分場の施設の下の地下水についてどのような測定をしたのかというようなことです。私どもの地域に近いところに立地している独立の検査機関に依頼をしました。私ども委員会の方から3人、そのうちの2人がここに参つておりますけれども、いわば立ち会う形でどのような検査が実際にされているかをチェックしました。そして、最終的にこの地下水から測定された成分について、事業者の検査とのレベルの違いは起きていないというようなことが中間的な結論として出ております。このような作業をさせております。

通訳が勝手ですけれども有用性がわかるような事例とおっしゃったものですからちょっとお聞きしたところ、例えば原子力施設の敷地の範囲が広がるとか追加的な廃棄物、排出物の許可が求められた、そういうような場合にどういうことが起こるかというのをおっしゃいまして、フランス規制当局(A S N)の方からかなり早い段階で私どもにこういう申請が出てるとか、そういう情報を流してくれて、私どもが時間をかけて検討できるような形になっていると。

それから、仕組みとして私どもの有用性の根拠になることとして、構成メンバーの多元性ということがございます。4種類のグループの代表が入っているということで、人によっては健康の問題についてはそのうちのどの人たちに特に信頼感があるとか、組合は関係者により信頼を寄せているとか、いろいろな住民がおりますので、様々な関係者の代表を集めた委員会によってまとまった意見というのは非常に説得力があると受け止められております。

(鈴木委員長代理) 今ちょっとお聞きしたかったのですけれども、地下水の特定のように科学的な、ある意味では客観的なデータについての評価をするというのは割とわかりやすいのですが、例えば雇用問題とか地域の経済問題とか、そのメンバーの方々によって意見が異なる可能性がありますね。それを今まとまるとおっしゃったのですが、中で議論をして合意を作るところまでやられるのか、別々の意見をそのまままとめられるのか、その辺はどういう原則になっているのでしょうか。

(ビエ氏) 念のために申し上げますけれども、私どもの立場というのは特定のプロジェクトに対して反対をすとか、その進行を阻止すとかそういう権限はもともと持っておりません。いろいろ議論をしてそれを皆様にお伝えするというので、その推進にかかわる様々な決定を阻害すとかそういうレベルの話ではもともとありません。

具体的なケースとしてもう1つ、特定の企業としての経済的な意志決定が行われる場合に、私どもがそれに関与すということは考えられておりません、私どもの業務に入っておりません。特定の企業側の意思決定に対して反対であればそれを表明することはいたしますけれども、関与すということではありません。

それから、私どもの任務というのはあくまで議論をして、それを理解していただくところにあって、妥協あるいはコンセンサスを図るということはそもそも仕事の中に入っておりません。具体的には4つのグループがあると申しましたけれども、それぞれ4つのグループの意見がまとまることもありますし、グループによって意見が食い違っていることもあります。そういったことは公開の総会でございますのでマスコミにもわかりますし、傍聴者にもわかるようになっています。

そして、審議における各メンバーの意見表明は全く自由になっております。意見の違いも見えるようになっております。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。

(近藤委員長) 秋庭委員、どうぞ。

(秋庭委員) ありがとうございます。伺いたいことはたくさんありますが、2つに絞って伺わせていただきます。

まず1つ目は、先ほどC L Iの役割が地域の住民に情報提供することにあると伺いましたが、しかし、その地域の住民たちとC L Iのメンバーとの間はスムーズなのかどうかということです。つまり、地域の住民は関心を持っているのかどうかについてです。日本においては関心のある人と関心のない人たちとの差が大きいように思うんですが、そこをスムーズにするように何か工夫があったら教えてください。

(ビエ氏) 住民の関心の度合いというのは日本と全く同じでありまして、非常に関心のある人もいればそれほどでない人、全く関心を持っていない人がおります。そういう住民に対してなるべく関心を持ってもらえるようにするというのが私どもの仕事の具体的な中身となります。そのためのツールとしては先ほどご紹介したようなインターネットサイトだとかパンフレットの配布だとか、最大限住民の手に届くようにしております。

4つのグループと申したのが、それぞれの立場からの関心をいわば代表しているとも言えます。地方議会議員、つまり市町村議会議員などは地元の住民から選出されてくるわけですし、組合関係者というのは主にこの原子力施設の従業員を代表しているような形になっているというような具合であります。

言い忘れましたけれども、科学者によるグループもありますし、それからマスコミも非常に関心を持って報道してくれますので、結果的にどこまでそういった関心が浸透しているかというところまではフォローできていませんけれども、メンバーが随時それはフォローするように努力をしていると。

最後に、事業者の方で私どもC L Iの発表する見解について無関心ではいけないというのはよく存じております。

(秋庭委員) ありがとうございます。次の質問は今のことと、もしかして関係があるかもしれません。12月にジャメさんからお伺いした時に、C L Iの中にはうまくいっているところとうまくいっていないところがあると伺っています。マンシュ県の場合はとてもうまくいっている例だと聞きましたが、それはなぜなのかという理由は今おっしゃられた住民とのコミュニケーションがスムーズだということなののでしょうか。

(ビエ氏) うまくいっている方だと想像して下さってありがとうございます。ジャメ委員がそう評価してくれたのかどうかわかりませんが。

私どもの委員会のメンバーの中には非常に信念を持って日ごろから時間とエネルギーを費やしている人間がたくさんおります。そういう意味でうまくいく、いかないということに特に秘密はなくて、メンバーが住民のために真実を追求するという意味で本当に時間とエネルギーをかけてやっていたら、しかるべきツールを使ってやっていたらその結果は非常に中身もあるものとして当然認められることになるのであろうと考えております。そういう意味でミッシェル・ロラン委員長は欠席ですけれども、私が皆様の前ですけれども、敬意を表したいと思っております。

(ルスレ氏) 私どもの行っている作業がそれなりにレベルの高いものであることについては歴史的な経緯が実はございます。1981年に使用済燃料再処理工場の貯蔵庫において火災が起きることがございまして、住民はそれでもこの地域で生活をしていかなければなりませんし、何としても透明性を図らなければならないという意欲がございました。委員の活動という意味で一般的に申せば、他の立地市町村、グラブリンだとかゴルフフェッシュのC L Iは結構しっかりやっつけらっしゃるような思います。休眠状態のところも失礼ながらあり

ます。私どもはエネルギーを注いでしかるべきことをしているというように不肖ながら誇りにしているところでございます。

(ピエ氏) 今委員から申しましたように、この使用済燃料再処理工場の歴史的経緯がいわば発端になって、他の2つもそれに範をとる形で機能してきたということは言えるかと思えます。それで、私どもの日本の委員の先生方がもしフランスの方にいらっしゃる機会があって、私どもの次回の総会に傍聴していただくようなことがあれば非常に幸いに存じております。

(ルスレ氏) 議員から申し上げたことをお聞きになっていると非常にうまく常にいっているという印象を持たれたかもしれませんが、必ずしもそうではないので、非常に厳しい状況を経験することもあります。同じ質問を何度も何度もしてそれで納得することもあるし、回答が出ないということもあります。それから、3つC L Iの資金の裏付けが多少潤沢なのがひとつありますが、2つ、3つ目はそれほどでないという差もありますし、3つのC L Iが全く同じ状況にあるというわけでもありません。それから、3つのC L Iが一致した意見を表明したにもかかわらず、それが全く事業者から考慮してもらえなかったというような経験もしております。最近ラ・アグの方でバイオマスボイラーをどうするという話が出たりして、その場合はこちらの見解が全然考慮されなかった例の1つです。ちょっとこの話はよく理解できていませんけれども。

(ピエ氏) ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、私ども3 C L Iの活動が静かに淡々と流れる大河のようなものであるというわけではございませんで、事業者との関係が非常に緊張したものになることもありますし、そういう際にも私どもは辛抱強くいろいろ問いかけをしていくとかそういう努力をして、それを辛抱強く続けていけば最後には必ず成果が実ると考えてやっております。

(近藤委員長) 予定した時間が過ぎてしまいました。私から、1つだけ質問させてください。

一つの会合は、大体午前中に会議をやって午後に見学という構成になることが多いというお話がありましたけれども、今日の会合がそうであるように、会合を始めると皆さんいろいろ話したいこと聞きたいことが出てくるに違いないのであって時間が超過することが多いのではないのでしょうか。変な質問ですけれども。会合の長さはどうなっているかについて教えてください。かなり長い時間をかけることもあると聞いたことがありますので。

(ピエ氏) 際限なくということもなきにしもあらずですけれども、普通の状態では大体午前中、すなわち3時間ないし4時間で話は大体、まとまるというのはちょっと不正確なわけですが、大事なことは議長が提起した議題を議論し終わることです。

当然事務局がありまして、10人ほどのスタッフが詰めております。こちらが議論の準備をしております。

(グゼリ参事官) 申し訳ございませんが、補足説明をいたします。事務局のスタッフではなくて、C L Iの一部のメンバーが資料作成などの準備をするという意味でございます。

(近藤委員長) 終了予定時刻が来てしまいました。

(ビエ氏) 私どもの方は次のアポイントここがございますので、委員の先生方さえよろしければ少し時間がございます。追加のご質問いただけるように次のアポイントをちょっと離してございます。

(近藤委員長) では、私からもう1つだけ御聞きしてから私どもへのご質問をお受けしたいと思います。日本でも原子力施設が集中して存在しているんですけれども、そういう場合にこういう情報共有の仕組みを県単位でやるのか、それとも幾つかの施設ごとにまとまりをもって、県の中にも幾つかの組織をつくるのがいいのかというのはなかなか難しい問題です。特に、日本の場合にはこういう取組は地方自治体のイニシアティブで県単位でまとめてということになるのではないかと思います。この点、今日のように、3つのC L Iが一緒に行動していると、このあたりの基本原則と運用についてお教え頂けますか。

(ビエ氏) これは非常に明確でありまして、2006年の原子力の透明性と安全性に関する法律におきまして、原子力施設1カ所につきC L I、1委員会と決まっております。ただ、私どものように3カ所それぞれに対応するC L Iが共同で議論するということはあります。

それから、メンバーの選択と言いますか任命ですけれども、これは市町村及び県境を一切考慮しておりません。同じ人間が複数のC L Iのメンバーでいることは可能であります。

(近藤委員長) それでは、私どもの方からの質問はこれまでといたしまして、何かそちら様からご質問がもしあれば。

(ビエ氏) それでは、貴委員会における透明性と独立性の確保はどのような形でなさっているのでしょうか。これだけお伺いしたいと思います。

(近藤委員長) 私どもの委員会、原子力委員会は政府の一部であり、そこに属する審議会のひとつです。原子力政策を5人の委員の合議で企画、審議、決定し、決定したものは内閣に差し上げるという仕組みで運用されています。その独立性は、我々が外部からの指図を受けずに5人で合議としてもものを決めることで担保されます。当然のことながら様々な利害関係者、専門家のご意見をお聞きするわけですが、それを踏まえて5人で国のためによかれというものを決めてきております。また、この会合は全て公開しております。

(ビエ氏) 貴委員会の委員の方々の任命方式からして政治勢力からは独立が確保されているとお考えでしょうか。

(近藤委員長) 委員は総理大臣が国会の同意を得て任命すると定められています。その任期は3年で、この間、国会が解散され、新しい総理大臣が生まれても、我々を罷免できませんので、内閣の人事権に左右されないという安定性はあるんですけども、それを政治からの独立性という言葉で呼ぶべきかどうかについては議論があるかと思います。

(ビエ氏) 貴委員会の権限として5人の委員の方々が合議できた場合には、特定の市町村あるいは県レベルで私どものC L Iに相当するような組織を設置するというようなことは可能なのでしょうか。

(近藤委員長) 先ほど申し上げたかと思いますが、私どもは内閣に提言するのですが、それを踏まえて内閣が行政命令あるいは地方自治体に対する行政指導、はたまた法律を制定するかは内閣の決めるところであって、私どもの権限の外にあります。

ただ、C L Iに相当するものの整備に関して1つだけつけ加えますと、今回新しい規制行政組織を設置する法律、議員立法で、国会でそういう法律ができたわけですが、その法律の制定過程で、規制機関が国民、利害関係者に対して、特に利害関係者、立地地域の皆さんに対して説明するという機能はとても重要であるので整備を検討せよとの付帯決議がなされています。私どもから見ますと、フランスのC L Iのことを念頭に置いたかと思われるような記述ぶりで、その重要性を強調してそうしたものの設立を検討するよということ、法律そのものではないのですけども、附帯決議として法律の設置法の制定の際に議決されています。行政府は国会のそういう指示に従う義務があると理解をしています。

(ビエ氏) ありがとうございます。

(近藤委員長) それでは、今日はお越しくござい、大変ありがとうございました。有益な意見交換ができたと思います。なお、委員長のロランさんが、お元気になられることを心から祈念いたします。よろしくお伝えください。

(ビエ氏) ありがとうございます。お言葉を伝えるようにいたします。

(板倉参事官) その他議題としまして、資料第2、3号として、第10回、11回原子力委員会の議事録を配布しております。

また、次回の議題として福島におけるリスクコミュニケーションを議題にする予定しております。説明者の都合により、次回の原子力委員会、第14回原子力委員会につきましては4月22日、月曜日、13時30分から、場所は4号館1階共用123会議室で開催いたし

ます。

以上です。

(近藤委員長) これで終わります。

—了—